



卓 話



「知的財産権」

弁理士 渡邊 薫氏

「知的財産権」は、有体物（例えば、自動車、家など）を対象とする一般の財産権とは異なって、アイデア（思想）という“無体物”に係わる財産権です。



有体物は誰かが占有している状態で他者がこれを同時に占有することはできないのに対して、アイデアは無形であることから、複数の主体による同時使用が可能であり、それ故に、模倣や盗用がなされ易いという性格を有しています。このため、この無体物に係わる財産を保護するために整備されてきた法律が知的財産法と言えます。

わが国の知的財産法は、特許庁が所管する産業財産権法や文化庁が所管する著作権法などがあります。「産業財産権法」は、アイデアの保護及び利用を行いながら産業の発達等を図る法律であり、特許法、実用新案法、意匠法、商標法の四法があります。「著作権法」は、著作物の保護を行いつつ、文化の発展を図る法律です。その他、商品等の表示に係わる不正競争行為などを取り締まり、取引秩序の維持を図るための法律として「不正競争防止法」もあり、知的財産とも言えるノウハウなどの秘密技術情報も取り締まりの対象です。

まず、産業財産権法について簡潔に説明します。特許法は、技術的思想である発明（物、方法、製造方法）を保護対象としています。「特許権」は、特許出願から20年で満了します（医薬等は最大25年まで延長可能）。権利存続中は、権利者による当該発明の独占状態が法的に保障されますが、権利満了後は自由技術として一般に開放されます。「実用新案権」は、発明よりも簡易な物品の構造等に係わる考案を保護対象としており、方法のアイデアは保護対象とされません。実用新案権は出願から10年で満了します。「意匠法」は、物品のデザイン（美的外

観）を保護対象としており、意匠権は登録日から20年で満了します。なお、この意匠権は、最近、商品の外観に消費動機を強く持つと言われる中国では特に重要とされています。「商標法」は、商品やサービスを識別し得る商標に化体する業務上の信用を保護対象とします。商標権は、登録日から原則10年で満了しますが、さらに10年単位で権利の更新が可能であり、これにより半永久的な権利として維持できることが特徴です。最近のトピックとして、文字や図形等に加え、「臭い」や「音」も商標として認めようとする動きがあります（既に、米国では認められています）。

著作権は、権利取得のための“出願手続”は必要とされておらず、また、著作権は創作の完成と同時に発生し、それ故、別系統で創作された同一内容の著作物には、複数の権利者が生まれる可能性があります。このような点は、前述の産業財産権とは大きく異なります。

私は、この知的財産の世界に入って約15年が経過しますが、近年、知的財産の存在意義が変化しつつあることを肌で感じています。従前、知的財産は、発明の独占実施や模倣する他者への権利行使が強くイメージされていましたが、近年は、他社との技術開発等における競争関係を上手く調整するための契約ツールとしての意義が高まっているように思います。例えば、「クロスライセンス」という契約方法により、互いの特許権を行使し合わないようにして、技術開発や市場をシェアし合い、ビジネスの共存を探ることが一般に行われるようになってきています。

また、知的財産を取り巻く国際環境も大きく変化しつつあります。BRICsと称される新興国、特に中国における特許出願が増加している一方で、経済が停滞するわが国での国内特許出願件数は減少傾向にあります。このことは、特許出願件数は世界がどの国をビジネスチャンスと見ているかのバロメーターとも言えることから、日本の経済成長が望み難い現況では、残念ですがやむを得ないと思います。また、知的財産の保護をどのような法制度で行うかは、国によって異なりますが、近年は、国際調和の背景により、法律制度の“均一化”が進展し、特定

の地域全体（例えば、欧州）を一つの特許でカバーしようとする動きも顕在化しています。

このように、知的財産に係わる状況は、近年、大きく変化しつつありますので、貴クラブ会員の皆様におかれましても、新聞報道等における知的財産関連情報には今まで以上にご関心を持って接していただくとともに、また、企業活動の発展や防衛という観点で、知

的財産の一層の活用をご検討いただければ幸甚です。

最後に、貴クラブでの卓話（3月24日）の機会を頂戴しましたことに感謝するとともに、貴クラブの益々のご発展を祈念いたします。そして、この度の東北関東大震災におきまして、貴クラブ会員の皆様の関係で被災された方がおられましたならば、ここに、深くお見舞いを申し上げます。